

予算審査特別委員会：平成27年3月11日（開会 午前9時30分）

委員長

皆さんおはようございます。それではただいまから予算審査特別委員会を開会し、直ちに会議を開きます。ただいまの出席委員は12名で会議は成立いたします。それでは、まず最初に90ページのふるさと納税に関する平取町全体の控除額について、そしてまた106ページの13節委託料の国税連携ASP利用料について税務課長より追加の答弁がございました。税務課長。

税務課長

それでは私のほうからふるさと納税がらみの櫻井委員長の寄付金税額控除についてのご質問についてご答弁を申し上げたいと思います。平取町における寄付金税額控除の控除額ですけれども、平成26年度の当初課税の状況では、合計額で14万2千円となっていて、所得別には給与所得で11万6千円、農業所得で1万4千円、その他所得で1万2千円となっております。今言った数字ですけれども、これはふるさと納税だけではなくてですね、それ以外の社会福祉法人等への寄付金控除も含まれていますので、ご留意をいただきたいと存じます。答弁については以上です。

委員長

今のご答弁に対するご質問等ございますか。なければ次の質問、税務課長。

税務課長

それでは予算書106ページの賦課徴収費13節委託料ASPサービス利用料に関する昨日の松澤委員のご質問に対する答弁が不十分であったため、再度ご答弁を申し上げたいと存じます。ASPとはということなんですけれども、ASPのAとはアプリケーション、Sとはサービス、Pはプロバイダーの略でアプリケーションソフト等のサービス機能をネットワーク経由で提供する事業者、またその仕組みのことをASPと言います。予算書に計上しています税務課所管の電子申告サービス、年金特徴サービス、国税連携サービスの利用料がこのASPを利用したサービスということになっています。この場合の事業者が、プロバイダーと言いますが、この場合の事業者が全国の自治体が構成員となって設立した地方税電子化協議会になっていて、ここが運営をしています。ASPサービスのメリットとしましてはサービス利用者である自分の町でハードウェアやソフトウェアを保有したり管理したりすることなく利用できるため、管理コストの削減につながるようになりますが、他方、デメリットとしては個人情報や機密情報などの外部への流出の心配があります。先ほど言いました平成22年度から現在まで行っているASPを利用した電子申告等サービスについては、セキュリティー能力が非常に高いとされる総合行政ネットワーク、通称LGWANと言いますが、に接続されていますので、その辺の心配がないことになっております。そこで松澤委員の昨日のご質問ですけれども、現在平取町で使用している総合行政システム等の各種システムについてもですね、管理費用が安価なこのASPに切り替えを行ってはどうか、移行し

てはどうかというご質問ということですのでけれども、私の課においてはですね、役場全体の行政システムを把握できる立場にはありませんけれども、総合行政システムの中には私の課で所管しております税務システムもありますので、先ほど言いましたようにセキュリティーの問題、その点の解決が図られれば、検討してもよいかというふうに考えております。説明としては以上です。

委員長

よろしいですか。それでは昨日に引き続きまして、議案第20号平成27年度平取町一般会計予算に対する質疑を行います。180ページ学校給食費から質疑を行います。昨日鈴木議員から質問がありましたが、確認のため、再度質問をお願いしたいと思います。鈴木委員。

鈴木委員

簡潔にお話をさせていただきたいと思います。1点目はですね、180ページ7節賃金、小学校5校、中学校2校で33万円、前年度より5万5千円増えているということでもあります。この中でですね、昨年平小で体調が悪いということで、9月いっぱいでしたか、をもちまして退職された方がいた。体調が悪いということで、代替のご迷惑をかけるということで、みずから退職をされたというふうに伺っておりました。そしてまた、そのあと臨時職員の方が入られました。そういった状況をみましたときに、前年度より5万5千円多いような金額を計上しなければならない、そういう状況については、解消といいますか、ある程度あげない程度に減額されていく、そういうかたちにはなるんでないのかなと勝手に想像したところでもありますので、その辺の代替調理賃金の、調理員の確保の関係での状況について、お伝えをさせていただきたいというのが1点であります。また、13節委託料の関係で給食調理業務委託料、これにつきましては26年度からの貫気別の確かお1人と聞いております、それと平小ということで先日説明を受けたわけでありまして、たぶん10月から途中で臨時として採用されたその方の処遇をめぐっての考え方、委託に出すという考え方かなというふうに思っておりますので、まずその点について伺わせていただきたいと思います。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それではただいまの質問のうちの代替調理員の賃金関係でありますけれども、こちらにつきましては、平成26年度におきましては50日分、単価が1日5500円という単価でありまして、50日分ということで、26年度については予算措置をしたところでもあります。26年度の状況でいきますと調理員のなかで運用がきかない場合が、事例がありまして、そういった場合にその代替調理員を使うということでやっておりますけれども、そういった事例がかなり件数があったということで、そういった意味で27年度におきましては、10日分上積みさせていただいて、60日分を計上して予算措置をお願いしたい

というようなことで措置をしたところであります。

委員長

教育長。

教育長

それではお答えをさせていただきます。ただいま7節賃金と、そして13節委託料での給食調理業務委託料ということで関連してのご質問でありますけれども、若干ちょっと加えて説明させていただきたいというように思いますが、まず賃金につきましては、平成26年度におきまして鈴木委員ご質問の中にありましたとおり7校で13名総数がございますけれども、そのうち1名について委託をしているということで、貫気別小学校になりますけれども、そのようなことで26年度スタートさせまして、質問にもありましたけれども9月の段階で平取小学校に配置をしておりました給食調理員が疾病等によりまして退職ということになりましたので、その分におきまして委託料ということで補正措置をしたいということで、提案をさせていただきましたけれども、その分については議決がなかったということで、それにつきましては臨時職員を配置をしながらこれまで対応してきたということでございます。そのようななかで、平成27年度におきましては、学校数、そして給食調理員の数については同じでありますけれども、予算措置といたしましては、2名が委託ということで貫気別小学校、平取小学校ということになります。残りの11名分についての代替調理員ということで、いわゆる調理員につきましても、年次休暇というものもございますので、そういうことにおきましては11名分について、休んだ場合には代替えを配置しなきゃならないということで、27年度におきましては、26年度より10日分増加をさせたなかで単価5500円で60日分での33万ということで予算措置をさせていただいたところでございます。それと委託料ということにつきましては、先ほど申し上げましたけれども27年度におきましては、26年度から引き続いての貫気別小学校での1名、そして26年度で予定をしておりました平取小学校での1名分ということでこれについては27年度当初から委託ということでの予算措置をさせていただいております。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

昨日質問させていただいたなかで言ったことについて、頭の片隅に残っているかなあというふうにちょっと思ったものですから、その1名が派遣に置きかわる方の対象は当然その12月からの臨時職員の方ということになるのかなというふうに想像しているんですけども、そこら辺のことについても明確にお答えいただきたいと思います。

委員長

教育長。

教育長

ただいまのご質問でありますけれども、現在、平取小学校に臨時職員として採用しているものにつきましては、この27年3月31日までの雇用期間ということになってございます。その時点で臨時職員については解除するということになります。このものについて引き続き委託会社のほうで採用ということになるかどうかということについては、私どもとしては現時点ではお答えすることはできないということになりますけれども、委託先といたしましても職員は採用していかなくやならないということになりますので、委託会社のほうとまたその辺については協議等させていただきながら、基本的に私どもとしては、そのものが委託会社に採用されるなかで雇用がされれば、これまでの経験等もございまして、より円滑に、給食調理業務が遂行できるというふうに考えるところであります。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

今までの前段の話につきましては、ちょっと確認しておこうということでありまして、今日改めてですね、今まで26年3月、26年9月含めて協議してきましたこともありまして、いろんな角度から私も申し上げましたけれども、ただ、今回はですね、昨日も言いましたけれど、そうした平取小学校の調理業務に携わる4人の方のうちの1人を直接雇用せずに、委託というかたちで会社に籍を置いた人を入れてもらうというやり方をするということが、以前から言っておりますように偽装請負になるのかならんのかということがですね、実は一番の焦点だということだと思っております、そのことに限ったかたちで、今日は質疑をさせていただくというふうに思っております。それで、2月でしたか、総務常任委員会、行革につきましては総務常任委員会、産業厚生常任委員会それぞれに説明をいただいたわけでありまして、その説明の主なところをですね、その請負させるのが適切なのか偽装請負にはならないのかどうなのかということにつきまして、総務課長のほうから内閣府の公共サービス改革推進室から8ページにわたっての見解を示したものを実はいただいております、それに基づいて、総務常任委員会の方に大西課長のほうから説明を受けたときには、混在して作業をしようと、きちんとした契約等があれば偽装請負にはならないと、いうかたちで実は非常に簡単に説明を受けました。それで、すべての資料をいただいてですね、中身、検討させていただきました。私は、検討した結果ですね、どうも、課長がおっしゃったような偽装請負にはならないという見解は当たらないのではないかと。結局給食業務というなかに、4人の中に1人だけが、私は会社からこういうかたちで仕事をしなさいということをおっしゃいますからそれだけしますっていうようなことが現実にそんなことがあり得るのかというようなこと、自分は想像するんですけども、そのことをですね、この資料の中でいろいろと出ております。それで、この資料持たれているのは、総務課長だけかなと。議員の皆さんには昨日お配りいたしました

のであれですけれども、例えばですね、2ページの5番目に発注者の労働者と請負労働者の混在ということについての設問がありまして、発注者の作業スペースの一部に請負事業主の作業スペースがあるときに、発注者と請負事業主の作業スペースを明確にパーテーション等で区分していないと偽装請負になりますか。また発注者の労働者と請負労働者が混在していると偽装請負になりますか。という設問であります。答えはこういうふうになっております。適切な請負と判断されるためには、請負事業主が自己の労働者に対する業務の遂行に関する指示その他の管理をみずから行っていること、請け負った業務を自己の業務として契約の相手から独立して処理することなどが必要と。つまり、現場でやっぱり独立したかたちで業務を遂行する。給食調理という流れのなかであっても、独立したかたちでやるということが前提ですよっていう、そういうふうに書かれているわけです。それとですね、これらの要件が満たされているのであれば、仮に事業主の直接雇用の人、そして請負から来られている方の作業スペースがパーテーション等によって物理的に区分されていることがなくても、それだけをもって偽装請負と判断されるものではないと。また、同様に上記の件が、要件が満たされているのであれば、パーテーション等の区別がないだけでなく、発注者の労働者と請負労働者が混在していても、それだけをもって偽装請負と判断されるものではありません。ただし、例えば、発注者と請負事業者の作業内容に連続性がある場合であって、それぞれの作業スペースが物理的に区分されていないことや、それぞれの労働者が混在していることが原因で発注者が、これは発注者が調理現場には私はいないと思っておりますので、発注者の労働者というふうに読みかえることが必要なというふうに思っておりますけれども、請負労働者に対して業務の遂行方法に必然的に直接指示を行ってしまう場合は偽装請負と判断されることになりますよ、と。調理の現場、私も実は行ったことないんで、あれですけども、実は調理って学校の給食、毎日同じもの作るわけではないですよ。パンを作るときもある、ご飯を作るときもある。おかずもその日によってかわってくる。だから、それらを作る全体のことが、4人の共同作業というなかで行われている。で、以前ですね、教育長がおっしゃった中に、その中にリーダー的な人っていうのはいませんと、行政のほうから指導した、あるいは学校の側から指導したこの人がリーダーだよというものはいないという答弁されたと私認識しています。間違ってますか。間違ったら訂正しますけど。そういった意味で、だけでも4人いれば、先輩もいれば、それから調理に関する資格を持っている人もいれば、やっぱりみんなの認める味付けの上手な人とかも含めて、だれかかれかがやっぱり先頭に立って指示しながらやるというのが、これが普通だと思うんですよ。けどそういうことはできないよと、それをやったら偽装請負ですよって、ここではっきり書いてあるわけですから。ほかにもですね、何か所かにわたって、そういうことを思わせるものが出てます。そういうことから、私はやっぱり、これ町長ね、行政府っていいですか、行政っていいですかね、ここは、やっぱり一番、法令を

遵守する、ほかの一般企業よりも、本当に先頭に立って、コンプライアンスっていうんですか、そういうことをしっかりやっていかんきゃならん、そういう立場にあるのが、私は行政をあずかる場所だというふうに認識してます。そういうことで、あえてですね、あえてほかにもいろいろあるんです、それを説明すると長くなるものですからあれですけども、偽装請負と言われる可能性のあることをあえてですね、やる必要はないんでないのかというのが私の主張であります。それで、その主張をですね、確認する上において、どうでしょうね、その平取小学校の4人で、今まだ学校もやっておりますし、今日とか明日とかということ言いませんけども、やっぱり現場を我々も見せていただいて、そして本当に請負業者から派遣された人も含めたかたちで、やるような、そういう仕事の現場なのかどうなのかということをやっぱり確認したらどうでしょうか。我々が勝手に頭の中で想像して、言われているのはこういうことだから、偽装請負にはならん、いやそうでなくてなるぞ、とそんなことをここでいくら論議してもしょうがないんで、私はそういう検証するための場というのを別に設けて、一度皆さんで見せていただいたら納得できるんじゃないのかなと思ってます。その点についてですね、先ほどから言いましたけど、まだほかにも偽装請負になりますよ、こういうケースはということ、この資料には何か所か書かれています。そのことも含めてですね、現場を見せていただきながら、再度十分協議した上でこの件については決めていったらよろしいんじゃないかなということをご提案させていただきたいと思いますが、いかがですか。

委員長

教育長。

教育長

ただいまのご質問でありますけれども、平取小学校ということに関しましては、4人体制ということで現在給食調理業務を行っているところでございます。そのことにおきまして、1名について委託を行いながら委託会社のほうから派遣をしていたき、3人が現在のところは町職員ということで、1名が委託職員ということになってまいります。そのことにおいて、偽装請負になるのではないかとということのご質問でありますけれども、以前に私学校にその主任的な調理員というものはないというふうに、どの場でちょっと答えたかはっきりはしてないんですけれども、現実的に給食調理業務ということにおいては、各学校衛生管理者的な者は、職員はおります。私どもとしては、例えばその複数人いる所に対しては、その者に対して指示を出しながら衛生管理者というか、その主任的な方がそれぞれの者に対して指示をしていくということでありまして、発注者側というか私どもが直接その委託先から来ている職員に対して指示をするということではございませんので、これらについてはこの偽装請負ということには該当しないというふうに私ども判断はしているところであります。そのようなことにおいて明確に実施者、いわゆる教育委員会、さらには学校、そして調理者といえますか、ここで言えば委託業者ということになりますけれ

ども、その実施者が行う業務そのものを明確にしながら、契約をするということになってまいります。そのようなことで、作業区分についてははっきりさせながら偽装請負にはならないことで業務を行っていくという考え方を持っておりますので、その点についてはご理解いただければなというふうには思います。それで、今ご質問の中にありました現場を確認をしながらということになりますけれども、現実的に調理作業を行っている現場については、外部の者は直接その作業場に入るということはできませんので、そのことを調査するということは、難しいというふうにお答えをさせていただきます。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

現場に入るといいますか、そこまではできなくても、例えば現場の方々にですね、やはりこういうかたちに変化したときの対応、対応といいますかね、考え方、受け止め方について伺うということもできますでしょうし、現場に入るだけがすべてではない、ご意見伺うことぐらいは十分可能じゃないかなと私は思っております。それとですね、今、契約をきちんとやっておけばって言いますが、実際調理場ってそんなに広くて、はい請負の人はここで、請負以外の方はここで、別々に連続性のない仕事ですと、そんなことになるんですか。やっぱり、何から始まって、何をやっていく、時間はお昼に食事を出すまで。手が空けばお膳につぐ業務をとということで、どんどんみんなでその作業をやっていくということになるもんだと思うんですよ。それで先ほど以前私が聞いたときには、教育長は確か現場に特定の言ってみたら主導権にぎったかたちのそういう人はいませんっていうふうにおっしゃったというふうに理解してたものですから、もし違ったらそれはそれでごめんなさい。いずれにしても昔からですね、船頭が2人いれば船ひっくり返るという言葉がありますようにね、4人いれば、やっぱり誰かが中心になって、全体の采配をしながら、そしてそれにあわせながらお互いにやると。1人だけが、私そういう業務請け負ってませんから、できませんなんていうことにはやっぱりならないですよ、これは。現場っていうのは。だから、男が考えるようなかたちでですね、都合のいいかたちで偽装請負にはならないとか、ああでもないこうでもないではなくて、やっぱり現場のことを本当に見たら、やっぱりそういうことにはならんっていうふうに私は教育長にも思っていたきたいし、そういった意味では、行革大綱検討委員会でしたか、その方々にも実はそういうことまで、こうすべてね、どういうところにどういう問題点があるかなんていうことも含めて、あるいは議会からどんなことが指摘されているかということも含めて、提案されて、協議いただいたということでもないというふうに私は思いますので、だから、そういうかたちでスムーズに話は通って決まったかもしれないけれども、やっぱり現場に基づいてやらないと、私はあとになってから、やっぱり法令違反をしてみましたねというようなことになるようなことになったらこれは私は平

取町にとってやっぱり恥だと思いますし、トップであります町長にとっても、これは私は恥だと思うんです。だから危険を冒すような考え方をせずにね、今までのかたちで、そしてなかの人達が和気あいあいととにかく仕事ができる、そういう環境を我々はつくってやるべきでないのかというふうに思いますので、私は、この件については先ほど言いましたように、現場の声もですね、ちゃんと聴取をしながら、最終的に判断すべきでないのかなと思います。そのことを再度申し上げて質問といたします。

委員長

教育長。

教育長

お答えをさせていただきます。調理業務を行っていく上で職員が複数人いるなかにおいて、町職員がいて、委託先からの職員がいて、と混在をするかたちのなかでは、和気あいあいと職務が遂行でき得ないのではないかというご指摘にもなるかなというふうに思いますが、この点については、同じ職場ということでもありますので、十分にコミュニケーションを図りながら、子どもたちの安全安心な給食を提供ということには努めていかなきゃならないし、努めたいというふうには考えているところであります。そのようななかで、先ほども申し上げましたけども、業務として、町側が町の職員が行うべきもの、そして、委託を受けている、委託先から来ていただいている職員と業務区分というものを明確にしながらそこのところで偽装請負にはならないということをはっきりさせながら業務には当たっていきたいということでもありますので、現状は平取小学校は臨時職員ということで町職員でありますので、4人がそれぞれ連続性を持ちながら業務を行っておりますけれども、4月からということにおきましては、そのことを何回も繰り返してあれですけども、業務内容そのものをしっかりと区分をさせながら、偽装請負に該当しないように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

言葉ではね、言葉では、教育長の言うようなこと言えると思うんです。でもね、現場はそんなことには絶対なりません。私、本当に見てないけれども、現場見てないけれども、やっぱり4人が和気あいあいとやろうとしたら、それは仕事の手順について協議をするでしょうし、それをすること自体をもう偽装請負だっという言い方になるんです。和気あいあいと手順についても、こういうふうに今日やりますよ、やろうね、それをその派遣された、委託業者の人も含めてミーティングみたいなかたちで、もしやっとならば、それ自体がもう違法になるんですよっていうこと、実は書いてあるんです。だから、総務課長自身もですね、私、十分読まれたら、そして現場を想像されたら、総務課長は立場上非常に都合のいいかたちで、私総務委員会で答弁されたなというふうに思っ



ますけど、全体を本当に通して読めばね、これ都合の悪いなっていう部分というのは何か所か、少なくとも4、5か所出てます。そういうふうに総務課長自身もね、受け止めたところが1か所もないのかどうなのか。改めてですね、総務委員会のおきお答えになった部分もありますので、教育長ばかりでなくて、総務課長にもお話を伺いたいと思います。

委員長

総務課長。

総務課長

鈴木委員のご質問にお答えをいたしたいと思います。私といたしましては、本件、教育委員会の給食現場における内容を聞き、この町村会の法務支援室に法的根拠を確認し、そこから回答を得た内閣府の公共サービス改革推進室からのこの作業手引き、いわゆる通達に沿って考えた場合に、2月18日総務文教常任委員会で申し上げた町といたしましては、偽装請負にはあたらない、内容につきましては確信をいたしておるところであります。特にですね、文の中には鈴木委員おっしゃったように、この場合はこうなるけどこの場合こうならないというのはありますが、平取小学校の給食現場においては、委託業者との間できちんとした契約がなされ、仕様書が取り交わされ、町が直接請負の採用の方に指示命令を下すことはないという内容でありますので、私といたしましても、問題はないというふうに考えてございます。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

なかなかこれ以上やってもですね、堂々めぐりみたいなかたちでしか答弁いただけないかなと思いますので、あれですけども。例えばですね、この1ページの③発注者の労働者による請負事業主への応援、これは逆の場合もそうということになると思うんですけど、言ってみれば、発注者側の労働者の正式な業務が何かの都合で遅れているというようなことで、これやっぱり、給食業務なんてのは時間をかぎって進んでいく、そういうもんだというふうに思ってます。そういう場合を想定したときにですよ、あ、逆ですか。請負の人の業務が、請負してる人だけでどうしてもスムーズにできない場合に、言ってみれば発注者側の労働者、今回の件で言えば4人のうちの3人の人たちがその人を援助するというようなことをすればですね、それ自体ももうすでに偽装請負ですよと、そういうことが書いてありますよね。課長。この③の所で。2ページのところでですか。発注者の労働者が請負事業主の指揮命令のもと、請負事業主の請け負った業務を行った場合は発注者が派遣元事業主、請負事業主が派遣先となる労働者派遣法に該当します。労働者派遣法に基づき適正に行われていない限りは違法となります。本当に現場としては、現場としては、違法だとかへったくれだとかってそんなこと言われるようなことでなくて、適切に4人でやっていくための力を合わせてやろうとすると違法だよって、そういうことが書か

れているということ、そういうのが何か所もあるでしょうって、私は言ってるんですよ。そこをきちんと見ればね、やっぱり、まあ何回言ってもなかなかご理解いただけないかもしれませんが、これは、こういうかたちのことをやるほどの、私はことが行政改革などということに値するほどの立派なことではない、そのことを言ってですね、あとについてはどのようなかたちで今後対応していくかについては、また、検討したいなと思います。

委員長

総務課長。

総務課長

今のお話であります、資料、確かに鈴木委員ご指摘の資料については、その場合わけがありまして、この場合はこうなります、この場合は偽装請負になります、でもこの場合はなりません。それぞれの場合分けがされてございます。今、先ほど教育長が答弁されたように、現在は町の直営で4人やっておりますので現在においては、偽装請負等々の問題は生じません。今、27年度予算案でご提案させていただいている委託化をご承認いただいたあかつきに、4月以降にはそのような偽装請負というふうにならないようにですね、法的に問題ないように、ここに総務省の指導にあるように適切に遂行していくということでありますので、これからのことでもあります。これは、ご提案でございますので、私どもとしては教育委員会のこの教育長の先ほどの答弁が適切に現実になるというふうに信じておりますし、そのようにしなければ、そのようにされなければならないというふうに考えてございます。あくまでも、この資料の鈴木委員おっしゃったのは例示でありまして、場合分けの話でありまして、そのように偽装請負になるということを強く強調される部分は強調されると思いますが、内容についてはあくまでもその場合分けでありまして、私どもはそういうふうにならないように努力させていただくというご提案でございますので、ぜひご理解をいただきますようによろしく願いたいと思います。

委員長

鈴木委員はよろしいんですか。この質問で終わるんですか。

鈴木委員

(マイクなし)

委員長

今、一連の流れの中で、2点、明確になっていないことが、今、鈴木委員が言ったことと、あとは、今後対応について検討したいと最後に述べられたんですけど、その検討したいというその意味合いがよくつかめなかったものですから、今後総務文教で話し合っていくとかそういったことの意味合いなのかなというふうに判断するものですからその辺ちょっと明確にさせていただきたいんですけど。鈴木委員。

鈴木委員

一つは考え方としてはとしては、私は議会の皆さんの同意得られることかどう

かということは別ですけれども、偽装請負ということにならざるを得ないだろうと私はそういうふうに確信を持って今発言しておりますので、これの修正案について再度検討する考え方もあるということの意味で言わせていただきました。

委員長 それとですね、現場の調理中というのは確かに難しいんですけど、現場の検証とか、調理員の方々からお話を聞くっていうことの答弁は、再度の答弁はいただいているんで、それはいいですか。鈴木委員。

鈴木委員 それを教育委員会も議会と一緒にやってみましょうかという立場であればあれですけれども、そういうことをもしお考えでないとするれば、それはこちらから学校のほうに申し込んで、それより仕方がないのかなってそういう判断はしております。

委員長 教育長どうでしょうかね。それについては。教育長。

教育長 繰り返しになりますけれども、現状では、直接雇用している職員が業務に携わっているということでもありますので、業務分担等について委託業者が行う部分、町が行う部分ということではなく一体的に行っているという状態ですので、今の状況で学校調理現場の確認だとかということはないというふうに思いますので、調査といいますか調理員の声、教育委員会ということになろうかなというふうに思うんですけども、ということであれば、業務分担を明確にしてお示しをさせていただいてですね、それが実際そのように業務として遂行されるかどうかという確認等については総務文教常任委員会のいわゆる事務調査等で行っていただければというふうにも考えるところなんですけれども、現状においてこれについて教育委員会として委託業者が行うべき業務は何なのか、町が行う職員が行うものはどの業務なのかということ、今この時点で示せということでは、ちょっと今はでき得ない部分でありますので、そういう部分では後ほどということになるのかなというふうに思います。

委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ、去年の9月にですよ、1回もう提案して、偽装請負にはならんという前提でもってこういうかたちをやってやればならんというかたちのもとですよ、教育委員会は、あるいは行政の皆さんのほうは提案されたわけだから、そのときすでにこういうかたちでやるとやっていたくんだという俯瞰ぐらいは持っていたでしょう。そのことを、現場でそういう方々に話をされながらそういうこと可能ですかっていうことも含めてですよ、皆さんの意見私は聞かせていただこうというふうに思っているということなんです。ですから、私は、まだ

やってないからそこまでの分担のこと、何も決めていないとか、私はそんなことにはならんと思うんですよ。この予算案そのものが通れば、来年度4月1日とは言わないけども、すぐそういうかたちになるという前提のときに偽装請負にならないための方策についてはもう十分検討されているという私、前提で話聞いているわけです。まだ決まっていないというような言い方自体は非常に納得できない発言と考えます。

委員長

教育長。

教育長

決まっていないということではなくて、当然、その現場ということにおいては、職員の経験でありますとかそういう部分がありますので、当然、その年その年によって職員を入れ替えていくといいますか、職員の交流を行っておりますので、平取小学校が来年4人どのようなかたちに職員になるかというのはまだ決定してませんので、その職員が決定しないと業務分担だとかということは明確にでき得ないということを申し上げていることであってですね、教育委員会としては、大筋といいますかそのものはありますけれども、人によって業務内容等が変わってきますので、そういう部分では現状では決まっていないということを上申しただけです。

委員長

それではほか。平村委員。

平村委員

10番平村です。今の鈴木委員の続きなんですけれども、私もここで聞こうと思ってた問題で同じなんですけれども、まずこの委託に頼むっていう1名なんですけれども、行政改革の一環として、以前は民間委託が柱の一つになっていきましたが、今は、経費節減は当然ではありますが、サービス低下を含めたコスト比較など総合的な視点で判断をしなければならないという見直しの時期にまわっていると思います。また、特に給食業務は各学校の同じ職場の中で、外部から派遣された人を混在一体の環境は職場の雰囲気、精神衛生面からも適当ではないと私は判断しています。雇用される立場に立って、やはり考えるべきであって、全員が委託業者に委託するのであればいいんですけど、たまたま特に給食は今学校も職場をかえたり、紫雲古津のほうに派遣されたり、いろいろと中で異動されているようですけれども、やはり求職者の立場では、子どもたちと顔を合わせたなかでやっているなかでそういうふういろんな1人だけが、委託業者だとかそういう精神面、それから職場の雰囲気等でなかなか思うようにいってないような話も当事者から聞いたことがありますので、なぜここにこだわって委託業者を1人だけ、来年度からまたやるというね9月のときも今議長も言いましたけど、私たちもそれに賛同して修正可決したんですけれども、そういうことがありながら、またここでそういうふうに来年度から委託を1人入れると、何も町直接で嘱託職員でやってそれほどの経費節減でもないし、雰

困気だとかいろんな面で必要ではないかと思うんですけどその辺の考えがどうも私には納得ができないんですけど、町長どのようにお考えですか。

委員長

町長。

町長

それで私のほうからお答え申し上げますが、民間委託のメリットについてはやはり経費の節減もありますし、また委託による有効活用、あるいはサービスが行政よりもさらに向上するようなかたちが一つの民間委託のメリットなのかなというふうに思っておりますし、特に給食等については、やはり専門性というか、そういったかたちで代替員についても、突然休んでもすぐ見つからないというなかでは、弾力的に対応できる、そういう体制をとらなければ食べ物の関係でございます。そういった面では、民間委託による人事管理業務、というかたちでは、適切なのかなというふうに思いますし、また民間委託によってですね、基本的には、雇用が最終的に65歳ということでございますけれども、気力体力等があれば民間委託であれば、実際にはもう70歳でも働けるといような、そういったメリットもございます。そういうかたちで民間委託ということが、本来であれば、一度にすべて偽装請負にならない、なるとかっていうそういうことではなくてですね、民間委託いっそのこととしてしまえばいいわけなんですけれども、現状としては現実的に、弾力的に対応しているということでございます。このことについては、これまで総務文教常任委員会あるいは全員協議会の中でご説明をしながら、一定の理解をいただいたのかなというふうに前段のお話をしながら思っておりますし、例として、これまでも病院の介護員の委託、あるいは給食調理員についても混在しながら、今は民間委託というなかで対応して、全く問題なく行なっておりますし、また、皆様からいただいた貴重なご意見については行革財政審議会の中でもそういった意見もありますので、再度協議願いたいというようなことで、お話を申し上げながら、答申をいただいてですね、やはり、これらについては民間委託すべきではないかというようなご答申もいただきながら、一定の手続きを踏みながら今回予算の提案をさせていただいたところでございます。そういった面で、これも繰り返しになりますけれども、業務を明確にししながら偽装請負にならないような取り組みを当然しなければなりませんし、また問題があるのかなのか、内部でも確認をしながら取り進めたいというふうに考えておりますので、答弁に代えさせていただきます。

委員長

よろしいですか。平村委員。

平村委員

ちょっとだけ。町長がサービスは向上してるって言ってますけれども、病院の看護助手の面もそうですし、給食の面でも絶対に本当に低下しているというふうな判断を言っている人たちとか、父兄の中からも聞こえてきますので、再度、

その辺を再確認して調査したほうがいいと思います。

委員長

町長。

町長

介護助手あるいは給食についても私ども確認したところにおいては、例えば給食においても衛生管理については、トイレに行く、行かないについても徹底した管理のなかで行っておりますし、また食事についてもかなりいろんなかたちのなかでおいしいものを食べていただくというようなかたちで取り組んでおりますし、いろいろと、いろんな角度からそういう問題があるとしたらですね、確認をしながらサービス向上につながるように、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

委員長

よろしいですか。平村委員。今、サービスの低下だとかってという言葉が言われているって出たんですけど、それは給食の内容の低下ということですか、するとサービスの低下というのはどういうことですか。

平村委員

お子さんとやっぱり顔を知って、対面のなかで子どもたちの環境、今日は調子がいいのか、元気がいいのか、風邪なのかというやはりそういう、給食の人達も取りに来る生徒たちを見ながら、やはり判断していたのが、ころころ変わったり紫雲古津のほうに異動になったりとか、そういう面でなかなかそのあれができないって父兄から言われたことがあるんですよ。だからやはりもうちょっと、何のために異動をやっているのかその辺もよくわからないんですけど、そういう話も聞きましたので、それも一つのサービス低下にはなるんでないかなとは思うんですけど。

委員長

教育長。

教育長

学校給食におけるサービスの低下ということでのご指摘でありますけれども、そのことが人事交流等を行いながら、それらを招いていることのご指摘になるのかなというふうには思いますが、私どもといたしましては、まず一つとして給食調理員については有資格者を必ず各校1名については配置をしていくという考え方を持っております。そのようなことをしてさらには町内勤務、長年勤務になる1校に例えば学校給食の開始からずっとその学校にいるということになっていきますと、もう20年近くなるということになります。そういうことになりますとやはり、人事交流といえますか、そのところを適切に行いながら、やっぱり味の固定だとかということではなくてですね、各校それぞれバランスのとれた給食というものを提供していかなきゃならないということがありますので、そういうことにおいて人事交流を行なってます。そのことにおいて、学校給食、児童生徒に対するサービスといえますか、味つけ等も含めながら低

下しているというふうには、教育委員会としては認識しておりませんし、具体的にもしそのことがあるんだとすればお示しをいただければというふうに思います。

委員長

平村委員。

平村委員

そこまではわかりませんが、管理体制として管理栄養士もいますから、各学校ごとにいろいろと管理はしてると思うんですけども、単なる父兄の発言だったので聞いていたんですけども、やはりでも私もあまり長く同じところにいたら交流がないとかそういうんじゃないかと、ちゃんと1年に何回かはちゃんと研修とか介護とか調理師としてのそういうのもやっていると思うんですけども、わざわざ職員をあちらに派遣したりこっちにするとやっぱり仲間同士の雰囲気が悪くなるんじゃないかなと私は考えていたんですけど、その辺は年に何回かきちんと調理師の会合とか、打ち合わせとかそういうのはやっているんでしょうか。

委員長

教育長。

教育長

給食調理員にかかわっての研修ということのご質問になろうかなというふうに思いますが、学校給食調理員の研修ということにつきましては、学校給食安全マニュアルの徹底等も含めながら、さらには給食施設全般にわたっての安全にそれぞれ操作を行っていくといたしますか、業務にあたるということで、基本的に学期ごとに研修は行っておりますし、年度はじめ、年度終わりということでそれぞれ研修は実施をしているところでございます。

委員長

よろしいですか。千葉委員。

千葉委員

今さまざまなかたちで、この問題について意見出ているわけですけども、中身をちょっと私なりにちょっと冷静に聞いたなかでは、これはまた今回の予算審査特別委員会の一つ指摘事項でありますので、このことについては、今これ以上議論を進めてもですね、私はなかなかこの場での結論的な意見の交換というのなかなか難しいのかなっていう感じはしております。改めてですね、この予算審査特別委員会の一つの問題点、指摘事項として取り上げながら、今後ですね、労働者派遣法に本当に違反してくるのか、あるいはその偽装請負に基づいているものなのかというのは、これはまた別の次元でね、お話ししない限りはちょっとこの場では、私はこれ以上の中身を追求してもちょっと難しいのかなという判断でおりますので、一つ指摘事項、問題点としてあげてですね、今後の問題点として、新年度にかかるわけでございますので今ここについてですね、じゃあどのようにしていけばいいのかっていう結論的なものってのは私

難しいと判断してはいますがその辺のちょっとご判断を仰いでもらいたいと思います。

委員長

藤澤委員。

藤澤委員

9番藤澤です。今、千葉議員の意見に賛同するものでありますが、私ども議会人としてですね、9月の画期的なその修正案というのでも出されました。それから今行政サイドあるいは町長サイドあるいは教育長サイドのいろんな答弁も聞いておりましたが、私考えるには、かなり委託に回す話も、それから教育長、教育サイドの人事交流等々についても随分前から提示を受けて、今日に至るものだと私は理解しております。ですから私どもその点、何年前かあるいは何か月の何月前に提示受けてるかというのは今紐解いては話せませんが、私どももその点をね、議会の場でお聞きをしているんだってことを前提に発言していただいたらいいんでないかと私は思っております。その辺がね、折り返して、語られてるような気がして私は時間がもったいないと思います。そういう意味で、改めて、全員協議会なり、常任委員会で協議したらいいのではないかと思っております。

委員長

休憩いたします。

(休憩 午前10時36分)

(再開 午前10時50分)

委員長

それでは再開いたします。179、180ページございませんか。なければ181、182ページ。183、184ページ。185、186ページ。187、188ページ。189、190ページ。191、192ページ。193、194ページ。195ページ。それでは、歳入歳出の事項別明細書について質疑を行いました。これまでの歳入歳出の全体を通して改めて質疑を受けたいと存じます。9番藤澤委員。

藤澤委員

9番藤澤です。どの部分でお聞きしたらいいのかなと思っておりましたが、3款民生費あるいは9款の教育費にまたがろうかなと、いうことでありますので、あわせてお伺いをいたします。このアイヌ施策、あるいはアイヌ文化の保存関係もろもろにわたって、言うならば国より、あるいは道からの応分の補助金等が出て、また役場内にもその係の席を設けて着々と今現在に至っているわけがあります。ニュースとしては、白老に国立の象徴的空間、これは恐らく相当でかいものだろうと、ちょっと圧倒されるかなという個人的な感想を持っております。実は、アイヌ新法制定されてからあと2、3年で20年経つかと思うんですが、法的には何ら改善をされていない。メニュー的にはそれなりの補助金



等が出てるということで、決して不足も満足もしてないというのが、本論かなと思うんですけど。実は、世界の、詳しくは今日は申しませんが、先住民族のいろんな情報を聞いてると、国の施策といいますか、国がみずからそのすべての施策を行って、事業を運営していると。生活面ももちろんそうであります。また、これも詳しくはわかりませんが自由権規約とか個人通報の制度云々というのが、先進国では日本国だけが批准をしていないということでもあります。皆様ご存じのとおり、平取町においては二風谷を中心にいろんなチノミシリだとか、あるいはチプサンケ、そして文化的にはアイヌ語教室もありますし、また資料館等も多く内外のお客さんを迎えて発展を遂げているというところからみますと、私どもは議会として、あるいは町タイアップして、国策に委ねるべきではないかと。さあお金はだしたよ、やるは平取町でやりなさい。それではちょっとこれから先も、心もとないのかなと。やはり先住民族としてはっきりうたわれ、かつての大勲位中曾根康弘氏は日本国は単独民族国家であると、私どもの平取にとっては、もちろんアイヌ民族にとっては、後日いい話になりました。これによって議論がおき、やがて萱野茂氏もたしかあの五十嵐市長に出会いそして政治を語り、そして平取から参議院議員が生まれました。こういうなかです、長々とお話しましたが、町長自身が平取町として平取町長として、国に出向いたときに、多分口頭では、申し入れ行っているのではないかと。もしそういうことであれば我々議会も同調して、声を上げるべきではないかと。まず1点目、それを伺いたいと思います。

委員長

町長。

町長

それでは私のほうからご答弁させていただきますが、すでにご承知のとおり、平取町では、アイヌ文化については、町の重要施策の一環というようなことで、町全体で、アイヌ文化の伝承保存継承に力を入れているところでございます。基本的にはアイヌ協会、アイヌ文化保存会、あるいはアイヌ語教室などへの助成をはじめ、町立の博物館の運営管理、そしてまたアイヌ施策課も取り入れながら、これらの維持、経費、人件費をひっくるめると毎年1億円以上の経費を捻出しながら、取り組んでいるところでございまして、これまでのアイヌ民族に対する歴史的な背景からいってもやはり一自治体というよりは、国が責任を持ってこのアイヌ文化の振興に取り組むべきものだというふうに考えております。このことについては、一昨年、平成25年の5月に、アイヌ施策を推進する議員の会、これは国会議員であります、超党派の国会議員が二風谷を訪れたときにも、強く要請をしておりますが、この要請の内容についてはやはりこれは、一定の一自治体でいろんな経費を持つというよりはこれはもう歴史的な背景から、やはり国が責任を持って振興するべきではないかということで、これについては、一定の理解を示しております、これらについても、上京するたびにいろんな先生方ともお話をしておりますけれども、文科省と

も協議をしているというようなどころまで行っておりますが、しかしなかなか、難しい面もありますので、今後とも粘り強く、国に要請していきたいというふうに考えておりますし、特に先ほど出ました白老に象徴空間が2020年に完成するということからいきますと、非常に平取には多大な影響が出るものというふうに考えておまして、そういった面では、ほとんど国立の博物館のほうに人が流れて、なかなか来ない状況がくるのではないかという、そういう危機感がございます。そういった面では、白老と平取のそれぞれの機能分担しながら、連携しながらこちらのほうにも、流れてくるようなかたち、まあ白老がエントランスゾーン、玄関口だとしたら、奥座敷には平取があるというようなことでですね、そういう連携をしていきたいということで考えております。そういうことで、これからも粘り強く、そういった要請をしてまいりたいと思いますし、私も昨年の10月に、北欧のフィンランドのほうの先住民に対する国の取り組みについて、視察をさせていただきましたけれども、そこではですね、やはり北欧の先住民に対する取り組みについては約50年は先を進んでいるというふうに認識をしておまして、またお話する機会があればですね、またそういった発表もさせていただきたいと思いますが、そういったことから、当然にして、国の責任において、言語、文化をしっかりと守り、伝えられてる、そういった北欧のそういった事例も参考にしながら今後やはり国において、そういった取り組みをするように粘り強く取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

委員長

藤澤委員。

藤澤委員

藤澤です。もう1点目があるんですが、白老にもそういう国立のものができれば、当然相当数の雇用が生まれると思うわけでありまして。私どもの平取町二風谷においては、100年以上の歴史が実ってそして工芸家の方々が、親子孫の代にこつこつと積み重ねてきたものがようやく北海道で第1号の工芸品指定という大変、白老にできる部分に胸を張って安堵するかのよううれしい指定を受けたわけでありまして、まさに町長の言われたように、奥座敷たる平取ということで考えると、私は国で面倒をみていただいて、まあみていただいてというのは言葉ちょっと足りませんが、そういうものになるのであれば対策室からさらに専門の室でもいいですし、課でももちろんいいんですが、職員として雇用もでき、国からのお金で職員も雇用でき、あるいは今博物館、あるいは情報資料館等々の場所に若者があるいは発掘関係で、いわゆる夏場だけ働かせていただいているという、いわゆる生活に安定基盤がない職といたしますか、将来まことに不安で、家庭を持って子どもも生まれて大学まで出せるんだろうかと、否定的な金額で仕事をされてる方がおります。そういうものも含めたかたちで、国の施策として安定した職業につけ、言うならば、先ほどの雇用の話ではありませんが、何とかこれから先ずっと続くこの事業をですね、今の若い人た

ちも将来安定して生活できるような賃金体系で、あるいは給料体系でならないものかなど、実は私はこのダム関連でいわゆるお役人とは10年来の付き合いでいろいろこう、山菜取りに来ていただいたり、きのこ採りに来ていただいたり、または同僚を連れてきていただいたりでその都度、何とか給料なりませんかねという、必ず返ってくる言葉がいわゆる、縦割りの私たちにはその給料体系の任務は任されていないんですと。霞が関に戻ったら相談してみましょと、それは絶対言わないんですね。だからそういう縦割りの社会に向けて、そういう権限のない方に随分おねだり、普請をしてここ数年きましたけれども、何とか突破口見つけて、今、申し上げた若い人の就労の場、安定したというかたちで進めていただけないかなど。そのためにはやっぱり1番目の繰り返しになりますけれども、どうかたちといえはまだ私自身は煮詰まっておりますが、例えばダムの決起大会のような町民の総意が私は国がみるということ、国の仕事ということになれば、町民の総意が何年も続かなきゃならないのかなどそんなふうにも思っているところでもあります。今日せっかくの発言でございますから、今後、この私の希望と申しますか、発言したことを念頭に置いていただければありがたいと、そういうふうに思っておりますので、その辺ご答弁をお願いいたします。

委員長

町長。

町長

ご答弁申し上げますけれども、平取では伝統工芸品ということで、100年以上、親から子につながりながら継続して、北海道で初めて伝統工芸品指定されて、これについても、新しい伝統工芸品の創造にもつなげながら、雇用させたいというようなことで、我々としても国には、そういった担い手を育成するような職業訓練学校等についても要請をさせていただきます。そういうかたちで、総合的にアイヌの方々が、尊厳を保ちながら本当に誇りを持ちながら、夢と希望を持てるそういった施策をこれから取り組んでまいりたいというふうに思いますし、ご承知のとおり、一つはダムの工事が着工いたしました。そういった面ではここ2、3年というのは、このアイヌ文化に関する部分については大変重要な時期を示しております、当然、町としての地域の振興策についても国に要請をしていかなければならないというふうに思っておりますし、また、平取ダムの調査業務も委託を受けながらやっておりますが、これらについても具現化していかなければならない大切なここ2、3年になろうかなというふうに思いますので、しっかりと、そういった軸を町の希望というか、何を望むかということをはっきりと明確にしながら国のほうにしっかりと要請してまいりたいというふうに思っておりますので、本当にダムが完成時期間近で、4、5年である程度の骨格が見えてまいりと思っておりますけれども、それまで行ってしまふとなかなかいろんなことが不可能なことになりますので、ここ1、2年、あるいは3年ぐらいの間にそういった方向、町の活性化も含めてそういった具現化

することについて力を入れていかなければならないというふうに思っておりますので、また、町議会の皆様ともいろいろと協議をしながら進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解とご協力のほどお願いを申し上げます。

委員長 ほかございませんか。山田委員。

山田委員 8番山田です。このことにつきましても、予算計上全体の中でということでご質問させていただきます。実は、2年半、今年で3年目になるんですけども、自分の一般質問の中で空き家対策条例を申し上げたところでございますけれども、それに対して副町長の答弁の中で十分に検討してやっていきたいということの返答をいただいているところでございます。空き家対策については、火事に対する危険性やら、また近隣への迷惑等、それから青少年少女たちの犯罪の温床にもなるような場所もあるということで、後で前消防支署長にお聞きしますと、実は営林署の空き家の中で1回ぼや騒ぎがあったような事例も聞いております。現実的にその当時にはそういう話もなかったんですけども、後で聞きますとそういう話も聞こえてきました。それで、3年目ということで、どのような今まで検討が庁内でされてきたのか、また、いっぺんに条例とまではいなくても、一応空き家を持っている方への勧告ということで、これを迷惑になるので片づけてくださいというまでのそういう勧告をできるような簡単なものでもいいですから、できれば予算計上していただき、対応をしていただきたかったと思うところでございますけれども、その辺の状況についてどのようなになっているかお聞きします。

委員長 副町長。

副町長 それではお答えさせていただきたいと思っております。確かに平成24年の6月の定例会の中で山田委員から廃屋の対策についてということで、一般質問ございました。そのるる質問の中で平取町も何とか廃屋の処理に対応した条例含めて、整備ができないかというご協議がございまして、その中で十分時間をかけながらその条例の必要性含めて、検討させていただきたいというお答えをさせていただきました。その後すでに2年半以上経過をしているわけですけども、道内的にみますと、当時は10町に満たなかった条例制定の自治体が現在は日高管内の様似町含めて、行政代執行まで可能な条例を定めているのが全道で20市町村ということになっております。徐々に空き家対策の条例が増えてきているという状況になっております。現状といたしましては、正直言ってまだこの条例の制定について庁内で詰めてはいないというのが現状でございます。特に山田委員からご質問が今ありました予算計上されてないということでございますけれども、ほとんどのこの条例制定している市町村においては、その費用につ

いては、建物の所有者あるいは管理者が負担をして撤去するということになっておりますし、各町が例えば所有者、管理者に代わって撤去したとしてもその請求は所有者、管理者にするという、そういうような条例の内容になっているところがほとんどでございますので、町が解体に対する費用を負担をするという状況にはなかなかならないのかなというふうに思っております。そういうようなことを考えるとなかなか今の平取町で必ずしもこの条例が本当に必要なのかどうなのか、担当課から建物の管理者にいわゆる現状の厳しい状況を、危険な状況を説明して撤去に協力を願うというのが一番良いのかなというふうに思っております。いわゆる空き家の対応ですけれども、できれば平成24年の一般質問の時にも申しましたけども、再利用が可能な空き家というのも結構あると、町内にはあるのではないのかなというふうに思っております。できるのであれば、今、国が進めております地方創生、これはいわゆる人口流出に歯止めをかけるという一つの大きな目標がございます。平取町もなかなか住むところがなくて、平取町に引っ越して来れないという、そういうお話もずいぶん聞いております。そういうようなことで、そういう空き家をさらにリフォームしながら利活用する方法を考えていければいいかなというふうに思っております。どちらにしても、これらについては先ほど申しましたとおり、具体的な協議、庁舎内ではしておりませんので、早急にこの庁舎内でこの条例含めて必要性を含めて協議をさせていただきまして、どういう方法がいいのか協議をさせていただいて、その後、例えば住宅、空き家のリフォームに予算が必要であれば、今後予算計上していくような考え方で第6次の総合計画の中で検討できればなどというふうに思っておりますので一つよろしくご理解をしていただきたいと思います。以上です。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。平村委員。

平村委員 10番平村です。152ページの13節の委託料の中で義経公園管理料っていうのが昨年も120万円の計上で今年も同じ金額がのっているんですけども、前にも何かの機会に言ったと思うんですけども、義経公園は今はずごく観光に町も力入れていると思うので、シャトルバスとかそういうのがもう春の5月の連休からバスがたくさん来ているんですけど、トイレが本当に簡易の、あまり良くないトイレがありまして、また神社上にあがっても義経会館の中にしかトイレがなくて、1人分しかないので、とてもトイレに困って住宅のほうまでも入ってきているという状況のなかで、今回もこの辺が計上されていないんですけど、やはり平取町は温泉も建てて観光を柱にして売り出すという観点からも、そういう対策が町長の執行方針の中にもなかったし、トイレのことは前にも要請はしているんですけど、駐車場も狭いし、そういう考えがどこまで来年度、まあ次の総合振興計画でのせてくるのかわかりませんが、やはり観光はやっぱりトイレとかそういうのが一番になれば、とても周り

のところまで借りにきたりとか、5月の連休は静内の桜まつりの帰りによったり行きによったりするものですから、私たちのうちの前までも車がとめられたりするんですけども、そういう大事なところをやはり観光を力を入れていくというなかで、これが全然のってないので、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。それと、もう一つ、草刈りなんですけれども、義経公園はカタクリが群生してとてもきれいな斜面がたくさんあったんですけれども、何回か私も一般質問でもやっているんですけども、もうほとんど斜面のカタクリは消えてしまって今かつら園の裏のほうがちょっときれいになっているんですけども、やはりそれも森林組合に委託して草を刈ってしまうと、公園の道路だけは、道路のふちは刈ってもいいんですけど中までもう全部草を刈ってしまったら、ちょっと時期を遅くしてくださいって言って遅くしてもらったんですけど、でもみんな消えてしまって、なくなってしまうのでその辺の対策をやはり専門の人に頼みながらやはりこの公園をいかに維持して管理して、すばらしいカタクリの群生地にするのかっていうことも、もうちょっと専門の富川の高橋さんっていう方に前には調査依頼して、本も作ってもらったりしてるんですけども、その後そのままになって、今はほとんど義経公園側にはカタクリはなくなってきていますのでその辺の対策もどのようにお考えかお聞かせください。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。義経公園の神社のトイレの関係につきましては以前も平村委員のほうから話がありましたし、そのときにも答弁させていただいておりますけれども、一番入り口のところに簡易式のトイレがあるわけなんですけれども見栄えもあまり良くないし、なかなかたまって汲み取りが遅れたりしているというような指摘もありましたので、その点につきましては巡回を頻繁にやるようにして、清掃をきちんと行いながら汲み取りが遅れないようなかたちでの対応をしてきているところでございます。トイレの整備につきましては、簡易水洗等のきれいなトイレを設置するというようなかたちになりますと、かなりの費用負担があるということで、以前にも答弁させていただいておりますけれども、第6次の総合計画の中の早い段階でトイレについて整備をしていきたいという考えでいるところでございます。それと中段あたりにあります以前あったトイレについてはかなり老朽化して、今はもう使えないようなかたちになっておりますけれども、これにつきましては撤去にはかなり費用がかかるということもありますので、早急に計画の中に入れながら撤去としていき、上に行ったときには資料館しかトイレがないということでありますのでその辺も総合的に判断しながら、トイレの整備については行っていきたいというふうに考えておりますので、第6次、28年度からはじまりますので、その早い段階で検討してなるべく実施をしていきたいというふうに考えております。それとも

う1点、カタクリの関係ですけれども、それも以前に指摘をされましたので、かつら園の後ろのほうの部分については森林組合のほうにも話をしまして、時期をずらして草刈りをするというような対応をして、今は残ってるようなかたちというふうに、先ほどお話ありました。義経公園のほうにつきましてもそのような対応していたところがございますけれども、やはり委託を受けてる業者はきれいに刈りたいという部分があるものですから、時期をずらしているんですけれどもいっせいに全部刈ってしまって今はほとんど残ってないということでもありますので、平村委員おっしゃったとおりですね、専門家の方ですとかそういう方にも意見を聞きながらその部分については刈らないで置いておくのがいいのか、刈ってもその後時期をずらして刈れば次の年にきちんと生えてくるのかとかそういう部分も検証しながら、対応していきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

委員長

ほか、千葉委員。

千葉委員

総括ということで私のほうから1点伺っておきたいと思ひます。まず教育振興費の関係でございまして、今回児童用のパソコンとそれから中学校においてもですね、生徒用のパソコンの購入、両方あわせてだいたい1180万ぐらいの予算付けを見込んでいるわけでございますけれども、私もどっちかといったら多分ここにいる議員もみんなそうだと思うんですけどそんなにパソコンになじんできた世代ではないんですけども、やはり必要に迫られながら、いろんな人に教えてもらいながらここまできているというのが現状でございますけれども、以前に振内小学校の親御さんのほうからこのパソコンのことについてもなかなかうちはパソコンもって教育をしてきた経緯がない。パソコンの使い方すら親もわかんないんだということのなかで大変不安がってたのを思い出しております。例えば英語教育に力を入れるために英語の補助教員、外国の方というかたちでありますけれども、やはり私はパソコンの指導者って言ったらいいんですかね、教員と言ったらいいのか、専任の教師みたいなかたちのなかで各町内の小中学校まわって歩けるようなそういった専任の指導者が必要なのではないのかなというふうにちょっと感じているわけでございますけれども、教師の中でも当然のことながら、パソコンの扱ひが非常に深く熟知している方と、必要最小限、さわりの部分でやってる方とおられるようでございますけれども、そのことによって、学校ごとに差が出てこないのかなという心配がちょっとしておりますので、そういったこともちょっと今後の学校教育の中ではやはりちょっと考えていただいて、本来であれば、先ほど私申し上げたような専任の方の指導者というのはやっぱり置くべきかなと。特に扱ひもかなり複雑化してきまして、我々も新しいことになかなか入っていきそうできない部分というの実はたくさんあるんですね。その点、教員が負担に思わず一からこのパソコンの時間を設けながら教えてくというの、それはもうもちろんけっこうなことですけども、

その学校ごとの差をなくす、あるいはその育ってきた児童生徒の家庭環境によっても相当差が出てくるような気がするんですけども、その辺の考え方が1点、どのように考えていくのかということをお伺いしたいのと、もう1点、この間もNHKのテレビのほうで放映された高齢者のタブレット使用のことで、あれはたしか全国放送で平取町の名前、岩知志の関係なんですけど、出てまして、高齢者がいわゆる孤立しないように、孤独感を感じないようにということが大きな一つの目標であるのと、それとやっぱり認知症予防にもつながるよ、あるいはその仲間意識、高齢者としてのたくさん集まったなかで仲間意識を持てるよというなかです、主にタブレットを持ってたと思うんですけども、そのことについて話題として取り上げられた経緯がございまして、私は平取町は面積が広くて集落が点在しているという特徴もある地域だと思っておりますので、今後のですね、まあこういった高齢者のパソコンあるいはタブレットの使用の指導についてね、何らかのかたちでやっぱり町としてもですね、てこ入れをしていただけないのかというのは一つございまして。これ使い方も非常に限定された使い方でもお年寄りの方は非常に今の連絡方法、やりとり、それから写真を撮って添付して、送るよというような基本的な操作できる方が相当増えてきてますので、その辺についての今後の予算付け含めてですね、どのように考えているのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

委員長

教育長。

教育長

それではお答えをさせていただきたいと思っております。1点目になりますけれども、いわゆるICT機器を活用いたしました学習の効果、そしてまた充実、そして指導者の育成といいますか、これも充実ということになろうかなというふうに思っております。ご質問にもありましたとおり、ICT機器の整備ということに関しましては、平成26年度において、各学校、それぞれタブレット型のパソコンを学年最大人数分と電子黒板等を配置をさせていただいたところであります。整備後におけます活用ということでは、一斉学習でありますとか、グループ学習において児童生徒が作成をいたしました資料等を表示をしながら、またそれをもって発表するというようなことで非常に効果的な活用をさせていただいているところであります。平成27年度においては新たに整備を図るということで電子黒板を1台、それぞれ各学校増設をしていきますとともに、このことについては現在1台しかないものですから、2台を用意をしながら、1階と2階とそれぞれ配置をしながら各学校の利便性を高めていきたいということでございまして。いわゆるよりわかりやすく、そしてまた楽しい学習環境を整えていくということにおいて、ICT教育は極めて有効というふうに考えているところであります。そのことにおいて、ただいま千葉委員からのご質問にありましたけれども、いわゆるそれらをより有効的に活用していく上では、やはり指導者が一番なのかなというふうに思っております。当然、学級担任であります



とか、中学校でいけば専科の教員等が直接的に携わっていくということになりますが、質問にもありましたとおり、学校間格差は全くないということはないというふうに思っております。教師それぞれのやはり力量ということもございまして、その差はあるのかなというふうには思っておりますけれども、よりやはり効果的に活用していくということでは、学校間格差を解消していかなきゃならないということで考えておりますので、そのことにおきましては、現在、町の教育研究協議会の中に視聴覚部会というものもございまして、その中において各学校の教師がそのICT機器を活用した有効な授業の展開ということで研究協議を行っておりますし、また、道の研究会でありますとか、日高教育局における研究会等においても各学校それぞれ積極的に教員は参加をしているところであります。そういうようなことにおいてはまだ指導が十分というまではいかなないまでも、現在そのようなかたちのなかで指導ということについては各学校教員それぞれ意識を持ちながら取り組んでいるということでもありますので、今後とも、研修等充実をさせていきたいというふうには考えているところであります。そしてまた、専門的な教師といいますか指導者というものを町として配置をしながら、各学校それぞれ巡回指導といいますか、ということも効果的ではないかということのご質問になろうかなというふうに思いますが、まさしくそのことも一つ十分に考えられる点だというふうに思っておりますので、これらについては教育委員会、そしてまた学校とも協議調整等させていただきながら、今後に向けてできれば導入ができる方向といたらあれですけども、なかなか難しさはあるかなとは思いますが、十分に検討等させていただきたいというふうに思います。1点目についてお答えをさせていただきます。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答え申し上げます。質問の趣旨としましては高齢者のICT等を活用したコミュニケーションの拡大というか、その辺の趣旨だというふうに理解しております。私もですねNHKの放送も拝見いたしましたし、現場も何度か行かせていただいて、皆さんの非常に活発な活動に敬意を表しているところでございます。質問の中にもありましたとおり、こういったいわゆるICTを活用したコミュニケーションツールとしてのパソコンなりタブレット等の活用は非常にこれからも重要ものになっていくんだという認識はありまして、そういうことをいち早く自分のものとして利用したいという、そういう気持ちのある方にはやはり何らかのかたちでそういうものが普及できるような施策を検討していかなきゃならんかなというふうには思っております。もっと広げて言えば、今うちの基盤の環境としてひかりも配備されているということもありますので、こういうものプラス、またそういったものを福祉分野ですとか学習分野にどう活用できるかということもあわせて検討していくのが重要なところかなと思っておりますので今年度、ICTの活用検討委員会というのを各分野の方々

にご参加いただきながら、始めたというところもございませぬので、この辺も含めて、さらにタブレットプラス最近ではウェアラブル端末とかですね、ものすごく日進月歩で、ハード自体が進化しているというようなところもございませぬので、そういったものの活用も含めて、いろいろと、どう町が支援してこういったものをバックアップできるかみたいなのところをぜひ検討させていただければというふうに思っております。

委員長

千葉委員。

千葉委員

そうですね、遠藤課長かなり現場のほうも来てらっしゃるというお話も聞いてまして、結構詳しく中身のことを熟知してるのかなというふうに思ってます。先ほどちょっと言い忘れましたが、高齢者のパソコンとかタブレットの問題というのは一部、やはりどうしても年金生活者というかたちのなかでけっこう年金の中から月額ネット使用料というんですか、それがやっぱ負担になってくる家庭もやっぱりこれからやりたくてもなかなか続けていくのはちょっと大変かなという家庭も私は正直ある話も聞いております。またそのことに対してですね、一定のなんていうのかな、月額使用料を地域として何かこう、軽減をさせていくような対策がとれないのかな、というふうにも願っております。我々みたく現役で働いてる方はね、当然仕事にも使ってるわけですし、なかなか生活とそれから仕事の上では、たいした負担には感じてこないんですけども、やはり高齢者のそういった機種を抱えて月額使用料を払っていくということに対しては、今後やっぱりちょっと壁があるのかな、普及させていくのにちょっと問題が出てくるのかなと思っておりますけども、その辺の今後のですね、取り組み方法について何かこう考えがあれば、この機会でもございませぬので、お答えをいただきたいと思っております。

委員長

町長。

町長

それでは私のほうからお答え申し上げますが、実は2月のはじめのひざ・びらとりで岩知志パソコンクラブの方が相談にまいりまして、今千葉議員が申されたように、ネット使用料というかプロバイダー料、あるいは基本料金が月額6500円ぐらいかかるので、年金生活しているなかでは大変厳しい料金設定ということで、何とか高齢者の割引というか、そういった制度を働きかけていただきたいということで、それでさっそく2月10日にNTTの方が来まされたので、そのなかでですね、何とかそういう割引制度をぜひ設けていただきながら、こういったかたちで全町から人が集まってコミュニケーションを高めながら、やっているんで、何とかしていただきたいというような要請をしてございませぬので、まだその回答はきておりませぬけれども、そういう要請に対して、関係するNTTのほうに要請をしておりますので、今後の課題ということで、おさ

えておきたいというふうに思っております。

委員長 ほかございませんか。松原委員。

松原委員 7番松原です。学校のスクールバスについてちょっとお伺いしたいんですが、今統合で貫気別中学校の子どもたちが平取に通っておりますけども、今二風谷の子どもたちなんですけども、部活をやっている最後のバスなかなか送り迎えだとかってということが難しい子どもがおりますので、できればその貫気別の通っているバスを利用できないかという声が出ておまして、何とか帰りだけでも利用できないかということをお伺いしておりますので、このバスの利用についてお伺いしたいんですが。そういうことはできるかできないか。よろしくお願ひします。

委員長 教育長。

教育長 それではお答えをさせていただきます。貫気別中学校が平取中学校に統合してスクールバスを現在運行しているということで、旭、芽生、貫気別、そして荷負の生徒が乗車をしているというスクールバスになっております。このことにつきましては松原委員ご承知のとおり、学校統合にかかわってのスクールバスの運行となっております。それで、これまでも二風谷の自治会長からも二風谷地区、そしてまたその途中となります小平の生徒をこのバスに乗車させることはできないかというようなことの話はございました。教育委員会といたしましてこれまでの答えといたしましては学校統合ということでスクールバスを運行しているということにおきましては、二風谷地区、小平地区の生徒について乗車をさせるということには基本的にはならないということのお答えをさせていただいているところであります。乗車をさせるということになってまいりますと、他の地域、例えば平取中学校に通学をしている紫雲古津の生徒であるとか、去場の生徒だとかということについても当然また同じような考え方をしていかなきゃならないのかなと。二風谷、小平の生徒だけそのスクールバスに乗車をさせるということには、その学校統合の条件として運行している上においてはでき得ないのかなと。そのようなことで、だからといってすべての子どもが、スクールバスに乗せることができないのかということになってまいりますので、ということではなくて、実施するとすれば、町として町内一円でスクールバスを運行しながら、いわゆる、二風谷の方、小平、そしてまた紫雲古津、去場の生徒も含めたなかで、一体としたなかでスクールバスを運行するということもやっぱり、改めて検討していかなきゃならないのかなというふうには考えておりますので、現時点では、この、旭、芽生、貫気別、荷負の生徒を乗せているバスに乗車をさせるということは難しいということでお答えをさせていただきたいというふうに思っております。しかしですね、長期休業中における部

活動等においては、二風谷、小平の生徒についても乗車をさせているという現状がございますので、平常日における通学ではそれはでき得ない部分がありますけれども、柔軟にその辺については対応もさせていただいているということがございますので、その点をご理解いただければというふうに思います。

委員長

ほかございませんか。なければ私のほうから一つ。川向小学校あとの沙流川アート館と旧教員住宅について質問させていただきますが、まずまちづくりという観点で伺いますが、当然5次の総合計画にものっておりませんが、沙流川アート館の位置づけと伺いますか、今後どのような取り扱いになっていくのかということ伺いたしたいと思います。例えば校舎を中心とした平取町の芸術の拠点として、芸術村のようなものを作っていきたいとかそういった考えがあるのかどうか、伺いたしたいと思います。アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

ただいまの質問にお答えしたいと思います。アート館につきましては地域のこれまでの学校の統合等を含めて活用されてきた館ということで、私ども考えております。この館の利活用につきましては、地元の関係自治体などと協議をさせていただきながら、現在まで管理運営をしてきてるところでございます。今後に向けてでございますけれども、地域の意見などを参酌しながらただいま申されたことなどについても、検討して、新しい方策など協議していけたらなというふうに考えておりますので答弁とさせていただきますと思います。

委員長

校舎も含めてなんですけど、ご存じのように住宅はもうひどい状態で、本当によく頑張って住んでらっしゃるなっていう感じもあるんでね、地元と協議してどうこう、何年後にそんな話になっていくのかなっていうのがもう本当に現時点でもう話し合われていなければね、そういうことにもならないような状況にあって、長年あそこのところにいろんな絵を描いたり、絵画展を開いたり、彫刻展開いたりっていう、一生懸命やられる方になんか申しわけないという気持ちがございます、そういった改築も含めて、もう本当に修繕とかそういうような状況じゃないと思うんですよね。その辺のあたりの考え方というのは、もっと早く持ち得なかったのかっていうのはちょっと思っているところではありますが、その辺についてお考えを伺いたしたいと思います。アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

学校近隣、アート館近隣の住宅使用、これらについてはですね、私どもそこに住んでいる方々が協議の場に入ってきていただいているわけがございますけれども、直接的なそのような要望等については十分に把握できてないのが現状でございます。ただ、今おっしゃられたように、非常に以前の教員住宅を使用しているという視点から考えると、その利活用も早急に検討していかないといけないということになるかと思っておりますので、現地などを確認をさせていただいた上で、また地元の方々、とりわけ利用者の方々のご意見などもいただきなが

ら、早急にその対応を考えていきたいと思いますので答弁とさせていただきたいと思います。

委員長 本当に自治会、それと当事者ですね。本当に、十分に話し合いをされまして、早急に対応していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。町長。

町長 自治会長とは、立ち話のなかで話をしてですね、何とか整備をしていただきたいというようなことも話を伺っておりますので、あの地域をどうするのか、地域とも協議しながら取り組んでまいりたいと思いますが、しかし行き着くところは、財源の問題でございまして、一般財源だけで対応はできませんので、補助制度等も模索しながらどうすべきか、これらについては早急に検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ほかございませんか。なければ、質疑はないということで、質疑なしと認めます。それでは、次に予算書の7ページ、第2表債務負担行為について質疑を行いたいと思います。よろしいですか。第2表債務負担行為、質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

続きまして8ページ、第3表地方債について質疑を行います。ございませんか。

(質疑なしの声)

それでは、以上をもちまして平成27年度平取町一般会計予算に対する質疑を終了いたします。それでは、休憩いたします。1時再開といたしたいと思います。

(休 憩 午前11時50分)

(再 開 午後 1時10分)

委員長 再開いたします。

それでは、議案第21号平成27年度平取町国民健康保険特別会計に対する質疑を行います。国保の8ページの歳入から行います。8ページ、質疑ございませんか。9、10ページ。11、12。13、14。15、16ページ。17、18ページ。19、20ページ。21、22ページ。23、24ページ。25、26ページ。27、28ページ。29、30ページ。次に国保32ページ。33、34ページ。35、36ページ。37、38ページ。39、40ページ。41、42ページ。43、44ページ。45、46ページ。47、48ページ。49、50ページ。51、52ページ。53、54ページ。55、56ページ。57、58ページ。59、60ページ。61、62ページ。63、64ページ。65、66ページ。67、68ページ。ございませんか。なければ以上で平成27年度平取町国民健康保険特別会計の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第22号平成27年度平取町後期高齢者医療特別会計に対する質疑を行います。後期6ページから質疑を行います。6ページございませんか。7ページ、8ページ。9、10ページ。11、12ページ。13、14ページ。15ページ。歳出に移ります。17ページ。18、19ページ。20、21ページ。22、23ページ。質疑ございませんか。なければ以上で平成27年度平取町後期高齢者医療特別会計の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第23号平成27年度平取町介護保険特別会計に対する質疑を行います。介保7ページの歳入から質疑を行います。質疑ございませんか。8ページ、9ページ。10ページ、11ページ。12、13ページ。14、15ページ。16、17ページ。18、19ページ。20、21ページ。22、23ページ。24、25ページ。26、27ページ。28、29ページ。30ページ。質疑ございませんか。次に歳出の質疑を行います。32ページ、質疑ございませんか。33、34ページ。35、36ページ。37、38ページ。39、40ページ。41、42ページ。43、44ページ。45、46ページ。47、48ページ。49、50ページ。51、52ページ。53、54ページ。55、56ページ。57、58ページ。59、60ページ。61ページ。質疑ございませんか。なければ、以上をもちまして平成27年度平取町介護保険特別会計の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第24号平成27年度平取町簡易水道特別会計に対する質疑を行います。水道の7ページの歳入から質疑を行います。質疑ございませんか。8ページ、9ページ。10、11ページ。12、13ページ。歳出の15ページ。質疑ございませんか。16、17ページ。18、19ページ。20ページ。質疑ございませんか。次に、水道4ページ、第2表地方債について質疑を行います。質疑ございませんか。以上で平成27年度平取町簡易水道特別会計の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第25号平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計に対する質疑を行います。病院5ページの収益的収支から質疑を行います。質疑ございませんか。鈴木委員。

鈴木委員

5ページというふうに使われて、5ページということで、よろしいんだと思うんですけども。その前段の病院の1ページのところに業務の予定量、第2条ということで出ております。これ自体は振内診療所の外来数が昨年より少しあがっているというようなことをあれしますと、大体同じ計画ということになるわけでありまして。ただ今現在ですね、何を言いたいのかということ入院の関係なんですけれども、今現在何名おられるのか、そしてこの47名という、昨年と同じ数ということではありますけれども、昨年の平均が多分、47名はいつてないということになると思います。そういったなかで、この目標を達成するための、なにか新たな手だてについてですね、特に、つながるようなことを検討されての上でのこの47名ということになるのか、その辺について伺いたい

と思います。

委員長

病院事務長。

病院事務  
長

入院の予定量の数ということですのでけれども、現在入院の患者さんは35、6名で大体今のところは推移しております。それで昨年の常任委員会等でもお話させていただいたんですけども、24年から比べると患者さんがけっこう落ちてるような感じになっております。要因としては、振内にできたところのホーム等に入所されてる方が以前は病院に入院されていた方がそちらができたことで介護施設のほうへ移ったということもありまして、そういうことが原因でちょっと入院が落ちているのかなというふうに原因は考えております。それで27年度も一応47名ということで予算は措置させていただきましたけれども、これについては26年度と同じ数字ということなんですけれども、一応、患者さんを増やす手だてというのはなかなかこうきちとしたものがないんですけども、一応体制としてはこれくらいの患者さんは収容できるというようなことで考えておりまして、また患者さんなんですけども、うちの病院で治療、診療ができる患者さんというか、そういう症状の方はちょっと限られてきてしまうものですから、なかなかそういった部分で増やすという明確な対策というのはないんですけども、一応47を目標にということで、27年度も予算の措置をさせていただいております。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

たぶんなかなか患者さんを増やすということ自体は大変だというのは当然そうなのかなと思うわけでありまして。ただそれにしても、47という数字をあげてくるからにはやはり、それなりの裏づけがないと全体的に最後計算がくるっていくことにつながるんじゃないのかなというふうに、危惧するところであります。そういった意味で、まあ以前からもですね、よく逆紹介というようなこと言われて、そのためのリハビリ、お一人でありますけど入れて、そしてただ受け入れて寝たきりになるような状況をつくらないというようなことも含めて、対応してきているわけでありまして、そういった意味では逆紹介という事例というのは、年間どのくらいあるのか伺いたいと思います。

委員長

病院事務長。

病院事務  
長

逆紹介という関係ですけれども、年間にするとほとんどないと言ってもいいかもしれません。数件はありますけどちょっと最近の分では記憶してないんですけども、逆紹介ということで町長の執行方針の中でも述べさせていただいたと思いますけれども、27年度から医療相談地域連携担当というものを新たに設

置させていただきまして、患者さんの家族から相談体制の強化と地域連携ということで、ほかの病院との連携をさらに密にしてですね、そういう逆紹介も受け入れられますよというようなことをほかの病院にPRしながら、何とか患者さんを増やしていきたいなというふうに考えております。

委員長

鈴木議員。

鈴木委員

何かそういう動きがあるかのように聞いていたものですからですから、どこで聞けるのかなと思いつつ質問していたところでもあります。そういうかたちで、病院検討委員会の時にもソーシャルワーカーにおいて、というような話も検討委員会のなかでは非常に強い意見として出ていたかと思えます。それに近いかたちのものを置かれることになるのかなと思えます。そういった意味で、平取の町立病院そのものはですね、延命治療をするようになっていうことよりも、やはり看取りに近いようなかたちの入院がどちらかという、多くなるのかなと、そういうふうに思います。その代わりある意味、いろいろと手間がかかったり、ということがあって難しい患者さんもいるのかなあ、そんな思いはしておりますけれども、ぜひですね、やはり患者さん確保、ということについて、積極的にひとつ頑張ってくださいように、お願いをいたしまして、このことについての質問は終わりたいと思います。

委員長

ほかございませんか。平村委員。

平村委員

今の鈴木委員のと似てるんですけども、患者がなかなか入院患者が増えないということなんですけれども、今リハビリも先生がいらっしゃるのに機械とかの購入もあまりこの予算書の中にはないし、逆紹介ではないんですけども、大きな病院に行ってこちらのほうに転院して自宅に帰るといって、そういう、患者さんがいてもなかなかちょっと車いすとかで障害になった患者さん等は受け入れてもらえなかったということで、やはり機械もあまりリハビリのもそろっていないのと、あとどういうあれで受け入れてもらえなかったのかよくわかりませんが、入院が増えてないなかで、もうちょっとそういう患者も地元のリハビリをして自宅に返すという方法で受け入れができたならもうちょっと入院患者も増えるんじゃないかと思うんですけども、何件か受け入れてもらえなかったという患者さんがいましたので、そういうのもうちょっと機械も入れてリハビリも先生がいらっしゃるのそういう体制をとるともうちょっと入院も増えるんじゃないかと思うんですけども、その辺がどうなのかともう一つ、診療材料費の中で、給食材料費が1380万円計上していますが、今回直接搬入方式というのをかえているんですね。その理由はどういう理由なのかその二つちょっとお聞かせください。



委員長

病院事務長。

病院事務  
長

リハビリの体制なんですけれども、今理学療法士が1名でリハビリを担当しております。それで現在入院している患者さんの中で、リハビリをやっている方もおまして、1日にできる人数というのが限られてまして、1日1単位20分とかという感じで限られてまして、そのなかで、やっていくとちょっともうこれ以上できないというところがあってですね、もしそういう断られたということがあったのであれば、そういうことではないのかなと思います。それで機械についてもリハビリの理学療法士とも相談しまして、必要なものは購入しますということではお話ししてるんですけども、現状の段階では今の器具で対応できるということですので、新しい機械ということでは予算措置はしておりません。それと給食材料費の関係なんですけれども、病院の8ページの診療材料のところ給食材料費ということで、新たに計上させていただきました。それでちょっと現状を話させていただきますと今現在給食の部分は栄養士が献立を立てて、それに見合った食材を発注するという状況になっております。そして発注した食材については、委託業者が支払うというようなちょっと特異なかたちになっておまして、それを27年度から改めさせていただきますと、栄養士が考えた献立、必要食材等を購入したのものについては病院から直接支払うというようなかたちにさせていただきました。これについてはですね、委託にかけるといことになるとその食材費に対して、新たにまた消費税を支払わなければならないということもありまして、直接購入する場合はとお店屋さんにお払い消費税分だけでいいということになりますので、その辺も考えてですね、経費節減も考えて今回こういうかたちにさせていただきました。

委員長

よろしいですか。ほかございませんか。なければ、収益的収入の病院6ページ、ございませんか。なければ収益的支出、病院の7ページ。8ページ、9ページ。10ページ、11ページ。鈴木委員。

鈴木委員

10ページ、11節使用料及び手数料の関係になります。医師紹介手数料について伺いたいなど。それとですね、次の病院11ページにその委託料、17節委託料ということで、医師招聘業務委託料ということで129万6千円ですか。先ほどの紹介手数料170万、なんかこう似てるような気がするんですけど、どういう内容なのか別々なところにあるということについてもちょっと、内容的な説明お願いしたいなというふうに思います。

委員長

病院事務長。

病院事務  
長

まず11節の使用料及び手数料の医師紹介手数料ということで170万円計上させていただきます。この部分については、当院の当直、宿直等の医師

を探す場合に現在紹介業者を通じて紹介してもらっております。それでなかなか当直の先生を見つけるのが、今大変な状況ですね、個人のつてとか使ってもなかなかちょっとうまく見つからないような状況なものですから、医師の紹介会社を通じて紹介していただいて、そこに払う手数料ということでこちらの科目に計上させていただいております。それと、17節の委託料のほうで招聘業務委託料ということで129万6千円計上させていただいておりますけれども、これについては常勤医を探すということで、恒常的にお願いしてということで、そういうかたちで委託ということで予算を上げさせていただいております。それで常勤医につきましては現在3名いるんですけれども、1名のお医者さんについては一応今年の8月で契約が切れるということなんですけれども、今後についてはちょっとこれから相談させていただくんですけれども、そういうかたちで常勤医を探すということで、紹介会社に対して26年度も委託料というかたちで支払っていただきましたので、27年度についてもとりあえず予算は計上させていただいております。ですけれども業者との話ですね、27年度は一応予算を計上させていただいておりますけれども、執行しない可能性が強いということで、今協議をさせていただいております、この辺をちょっと、27年度は予算は計上させていただいているんですけども予算執行をしないという可能性がありますので、一応こういうかたちで今回は上げさせていただいております。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

(マイクなし) 医師招聘業務委託料ということについては執行しない・・・というような・・・。昨年の話、まあこれは・・・で聞くべきことかもしれませんけれども招聘業務委託料・・・去年は具体的に・・・そういうことではお願いをして紹介を受けたというような・・・。

委員長

病院事務長。

病院事務  
長

去年はですね、1件ほど、どうでしょうかというようなお話がありましたけれども、実際こちらから会って細かい条件の提示というまでは至っておりません。昨年からいろいろほかの業者さんにもお願いしてお医者さんとの面談は何回かさせていただいておりますけれども、うまく平取に来ていただくというような状況には今のところはなっておりません。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

そうしますとね、これ1社に対して払っているということではないということなんですか。何社かに対して、何かのアクションがあったときに、謝礼として

払ってるというそういうことなんでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務  
長 紹介業者さんによっていろいろな形態がありまして、お医者さんを紹介して契約になった場合に成功報酬として払うという場合と、ある程度事前にお支払いしておいて、紹介していただいたときには成功報酬部分的なものはないというようなかたちの形態がありまして、その会社さんによってちょっといろいろこう、体系が違うものですから、委託料に上げてあったのは、そういうかたちのもし契約になった場合でも、追加のお金はいりませんというようなかたちの紹介会社さんということになります。

委員長 よろしいですか。鈴木委員。

鈴木委員 ということは、契約の内容によって成約がなくても払う場合と成約があってはじめて払う場合と、そういうのがあるということで、何もなくても、払うということもあるんだということになるんですか。

委員長 病院事務長。

病院事務  
長 そういう場合もあります。今回129万6千円ということで契約していた会社さんについては、現在いるお医者さんを紹介していただいている会社さんになりますので、お医者さんが来ていただいたときには成功報酬というかたちではお支払いしておりませんので、どちらが特かということになりますけれども、その辺は紹介会社さんとこちらとのある程度の信頼関係のなかで契約させていただいているということになっているかと思います。

委員長 ほかがございませんか。平村委員。

平村委員 10番平村です。今の医師招聘のことなんですけれども、今まで地方の病院とかこういうところはとてもお医者さんが少なくて大変な思いをしてるのは平取も同じなんですけれども、日鋼記念病院って室蘭にある病院では総合診療内科っていう先生の代表してる先生がその病院にいて各自治医科大学とかそういうところから卒業した総合診療内科を診る田舎にいてどんな病気を診てあげて大きな病院に転送するというそういう診療、総合診療内科っていうのを受けている自治医科大学とかそういうところから卒業してきている人のデータをその代表者の人が持ってるんですよね。それ前に新聞に出たんですけれども、そういうところに平取町もいってみてやはり紹介してもらおうとかそういうことをやったことがあるのかどうか、全道あちこち寿都とか、あと、小さな町でそういうと

ころをお願いしてとてもいい先生が来ているということで、実例も新聞にも載ってたんですけど、平取町はそういうことをやってるのか、ただ医者頼んでそういう会社をお願いするだけではなくて、そういうのをやっているのかどうかちょっと。

委員長 病院事務長。

病院事務長 今平村委員が言われたようなそういう専門の先生のところについてお願いするということについては、実際のところやっていないというのが現状かと思えます。そういうところに行くのにもなかなかそのつてがなければなかなか行けないということもあるかと思えますので、もしそういうような先生を紹介していただけるような人がいれば紹介していただいて、こちらからお願いに行くということも、考えていかなければならないのかなとは思っています。

委員長 ほかございませんか。12、13ページございませんか。14、15ページ。平村委員。

平村委員 15ページの資本的支出の中の建築工事費の中で改築設計にあたっての今後のスケジュールについてと設計コンペを予定しているのかどうかと、設計コンペをするのであれば評価委員会を設定して協議をするのか、その三つについて伺いたいと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 病院の改築につきましては補助事業を活用するという前提で事業を実施する予定をしております。そのことによりまして、対象となる補助事業の採択要件などにある程度沿ったかたちで計画していかなければならないということを考えております。基本構想につきましては昨年提示させていただきましたが、その中で建設場所については改築検討委員会の報告を基本としてさらに協議をさせていただきたいということにしております。それによりまして、建設場所は役場庁内のプロジェクト会議で協議を進めておりまして、補助事業の状況とあわせて早急に決定したいというふうに考えております。基本設計は建設場所が決定次第、すぐに発注を考えておりまして、実施設計も27年度予算措置をしておりますことから、27年度中には何とか完了をさせたいというふうに考えております。それで時期については現時点でははっきりと申し上げられませんが、できる限り早い時期で実施をしていきたいというふうに考えておりますのでご理解をお願いいたします。それと、基本設計の発注なんですけれども、現段階ではプロポーザル方式で業者さんを決めたいというふうに考えております。プロポーザル方式については役場庁内の関係課のなかでプロポーザルを受

けまして、決定したいというふうに考えております。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。鈴木委員。

鈴木委員 先ほど答弁いただいたなかでですね、病院連携と受けとめていいんだらうなと思うようなかたちでの内容の改良といいますか、改革といいますか、それをするんだというようなかたちのお話伺ったと思います。それで、具体的にやはりこれから本当にかかりつけ医、そして外の大きなところに行くときに紹介状をいただいでいくと、本当に早く診ていただけるというようなことにつながるということについては、いろいろと聞いてきたところなんでありまして、そういう体制につながるということで、認識してよろしいんですね。

委員長 病院事務長。

病院事務長 医療相談地域連携担当ということで、4月から設置させていただきまして、今までほかの病院との連携窓口というのがちょっと明確になっていなかったものですから、今までは病棟師長、外来師長等が対応していたんですけども、そこをある程度医療相談等連携担当、あと保健福祉課の包括センターとの連携もありますけれども、そういうところを重点的に行う係ということで考えておまして、これからの医療制度、医療法の改革とかで在宅への動きというのがありますので、そういう面からもほかの福祉、ほかの病院とかの連携の強化ということで考えてますので、4月からは少しはそういう連携体制が今まで以上にはとれていくのかなというふうには考えております。

院長 鈴木委員。

鈴木委員 新しい体制といいますか、そういうふうなことでありましようから、住民への周知徹底も含めてですね、町民にとってよろしいことだというふうに思いますので、周知徹底をひとつ、よろしく願いしたいなと思います。

委員長 よろしいですか。病院事務長。

病院事務長 まちだより等で周知はしていこうかなと病院内にも掲示していくというようなことを考えております。

委員長 ほかにございませんか。なければ以上で平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計の質疑を終了いたします。

以上をもちまして議案第20号から議案第25号までの平成27年度平取町各会計予算に対する質疑を終了いたしたいと思っております。これをもちまして、散会

といたします。本日の会議はこれで散会いたしますが、明日 1 2 日は午後 1 時 3 0 分から本委員会を開催いたしますので、定刻までにご参集願います。本日はご苦勞様でした。

(散 会 午後 1 時 4 0 分)